

演題区分：医療連携

医薬連携による腎機能障害患者への薬物適正使用のための取り組み

(大阪府) 総合メディカル株式会社 そうごう薬局市岡店

○野村 恵里 田中 麻友美

【目的】

我が国における腎疾患患者は年々増加傾向にあり、国民の健康に重大な影響をおよぼしている。腎不全へ進展する恐れのある慢性腎臓病（以下 CKD）は生活習慣の改善や薬物療法により進行予防が可能な疾患であるにも関わらず、十分な対策が取られてこなかった現状がある。

当薬局においても、①患者自身が腎機能に対して関心が希薄である、②連携先診療所が腎臓専門医では無い、③調剤薬局で患者の腎機能を把握することは困難であり、薬剤師も積極的に把握しようとしていなかった、という患者側・医療機関側双方に問題点があり、CKD 患者への対策が不十分であった。そこで、患者・医師・薬剤師が相互に協力・連携し、患者情報を共有することで、腎機能障害への理解を深め、薬物療法を適正に行うことによって、腎障害の進行を防ぐ取り組みを行ったので報告する。

【方法】

- ①患者の腎機能を薬局薬剤師が把握するため、『腎機能情報提供シート』を作成し、医師に患者情報の提供を依頼した。『腎機能情報提供シート』は処方せん発行時に患者経由で薬局に提供される仕組みにした。
- ②『腎機能情報提供シート』に記載された患者情報をもとに、薬剤師が推算 GFR、クレアチニンクリアランス（以下 Ccr）を算出し、処方検討を行った。処方内容に問題がある場合は医師に疑義照会し処方変更を提案した。さらに腎機能障害の程度（CKD 病期分類）、Ccr、処方検討結果を『腎機能情報提供シート』に記入し、医師にフィードバックした。
- ③腎機能情報の提供があった患者に対しては、腎機能障害の状態を伝え、薬物治療との関連について説明を行った。

【結果】

3ヶ月間実施した結果、11名の患者について医師から腎機能情報の提供があった。そのうち4名の患者について、処方内容に問題があり疑義照会を行った結果、処方変更となった。CKD 病期分類ステージ4の高度腎機能障害患者1名については、腎臓専門医へ紹介され、透析導入を防ぐ治療を行うことになった。

【結論】

医師と薬剤師が検査値等の患者情報を共有することは薬物適正使用のために有用である。医師が腎臓専門医でないなら、尚更薬局薬剤師が積極的にアプローチをし、薬物適正使用を推進していく必要がある。

また、進行予防の観点から、患者に腎機能障害への理解を深めてもらうことが重要であり、患者・医師・薬剤師が相互に協力・連携してこそCKD患者の薬物療法が適正に行われるものと考え

る。